

特定健康診査受診券制作発行及び受診率向上に関する（その２）
業務委託仕様書

1 委託業務名

特定健康診査受診券制作発行及び受診率向上に関する（その２）業務

2 委託概要

大分市（以下「発注者」という。）は、第４期特定健康診査等実施計画において設定した受診率目標 60%の実現に向け、特定健康診査（以下「特定健診」という。）未受診者や継続受診者等に向けた効率的・効果的な施策立案を実施し、実践する。

【令和 7 年度委託実施分】

- （１）データ分析業務
- （２）受診率向上（受診勧奨）業務
- （３）事業検証業務

【令和 8 年度委託実施分】

- （４）特定健診受診券（以下「受診券」という。）等制作・発送業務

3 業務期間

契約締結日～令和 8 年 7 月 31 日

4 業務委託内容

発注者は、受託者（以下「受注者」という。）に対して、以下（１）～（４）の業務を委託する。

（１）データ分析業務

発注者が提出するデータは、KDBシステム・特定健診データ管理システム・健診結果管理システム（大分市導入システム「マルチマーカー」）等から出力可能な 6 年分（令和 3 年度～令和 8 年度）とし、受注者は以下の分析業務を行う。提供データは、発注者受注者間で協議の上決定する。

ア データ加工

発注者の提供する各データを統合し、データ分析が可能になる状態にする。発注者の渡すデータ内に同一人物であると思われるデータが複数ある場合（個人識別番号が一致等）は、発注者に確認のうえ受注者において統合作業を行う。データ分析に際しては、各データから個人識別番号のみを残し、個人の特典できる情報を削除して実施するものとする。分析結果を個人宛での通知物に使用する際に、個人識別番号と宛名等の個人番号を再統合すること。

イ データ分析

加工データを基に、未受診者の過去の健診回数や医療機関受診状況などによる受診傾向の分析を行うなど受診率向上を目的としたデータ分析を行う。データ分析にあたっては、疫学・保健科学・医学・社会学・行動経済学・統計学等の科学的知見を用いた分析を行うこと。分析作業において、発注者から受領したデータのほかにNDB等のオープンデータの使用を可能とする。

ウ 特定健診対象者の分析・優先順位付け業務

特定健診対象者の年齢や受診歴、医療情報、健康意識等による個別特徴を分析し、受診勧奨すべき対象者の抽出、分類・優先順位付けを行う。また、医療情報等より、受診勧奨に適さない者の抽出を行う。

(2) 受診率向上（受診勧奨）業務

データ分析結果を活用し、令和7年度の特定健診の未受診者・令和8年度健診対象となる年度年齢39歳の者を勧奨対象者として、受診勧奨通知を作成する。ユニバーサルデザインに即した印刷（印字）とする。また、以下⑥記載予定内容については、受診率向上効果が見込まれるよう、発注者と受注者と協議し発注者の意向を確認したうえで作成し、受注者が提案した資材については、変更が可能なものとする。

- ① 通知数 : 35000 通前後
- ② 実施回数 : 1 回
- ③ 発送時期 : 令和7年11月中
- ④ 通知物種類 : 6種類程度（対象者の特性に合わせた個別具体的な内容とする）
- ⑤ 通知物形態 : 特性に応じて通知物の形態を A~C いずれか発注者と受注者と協議のうえ決定すること
 - A : 折・圧着加工し定型サイズに加工されたもの（50g未満である事）
 - a 送付資材展開時、A4用紙4面程度の情報掲載面積を有する事
 - B : 圧着はがき
 - C : 定型内封筒（50g未満である事）
 - a. A4用紙2枚またはA3（宛名以外の可変印字を可能とすること）
 - b. 返信用封筒を同封
 - 発注者が指定する料金受取人払承認番号及びカスタマバーコードを印刷する（郵便料金の割引サービス利用予定）
- ⑥ 記載（同封）内容に関する留意点
 - ・対象者の特性に合わせた個別具体的な受診勧奨内容（6種類程度）
 - ・過去の健診状況など記載
- ⑦ 宛名面印字

- ・宛名印字は漢字表記とし、カスタマバーコードおよび該当者へは区内特別郵便である旨を印刷する。

- ・大分市国民健康保険登録情報（発注者の指示する文字表現）で記載すること。文字コード UTF-8 に対応していること。外字対応ができない場合は、手書き等で補記（修正）を行うこと。

- ・宛名情報及び外字データは発注者が分析用データと別に提供する。

- ・発注者が提供したデータにてテスト印字を行い、発注者の承認を得た上で印刷を行うこと。

⑧ 通知物の校正：受注者は、発注者と原案打合せ後に初稿を提出し校正の確認を行う。修正回数は3回程度とする。

⑨ 通知印刷：受注者は、発注者の校了後、印刷を行う。

⑩ 抜き作業

- ・抜き作業は原則として、発送の5営業日前に行う。

- ・受注者は、発注者が提供する除外対象者情報を基に、抜き取り作業等を行う

- ・除外対象者情報は原則として個人識別番号にて提供する。

⑪ 通知発送：抜き作業後、最終的に決定した通知物の発送を発注者の指定の方法（大分中央局・大分東局・大分南局の区内特別郵便を適用、その他は料金後納郵便とし、大分東局へ持ち込む）にて発送する。発注者は差出に立ち会い郵送費の支払いを行う。受注者最寄り郵便局からの直送不可）で行う。

⑫ 完成品の納品：受注者は、発送後速やかに発注者に対し、種別ごとの発送リストと各20部の完成品及びデータ納品を行う。

(3) 事業検証業務

データ分析結果及び勧奨通知効果について検証し、報告書を冊子及び PowerPoint などで作成したものを、令和8年3月中旬までに納品すること（データ分析結果の報告）。なお、勧奨通知効果の検証においては、契約業務期間最終日までに、最新のデータに差し替えた最終報告書を提出すること。

- ・発注者は、令和7年度の特典健診受診券発券時のパターン分類及び特典健診受診者データ（報告書作成時点の直近値）をR8年6月20日頃に提供し、受注者は、受診率向上（受診勧奨）事業の効果検証と受診券パターン分類の効果検証を行う。

- ・受注者は、受診勧奨事業実施による受診率の変化等を集計する。（月別集計、全体受診率・過去健診経験者の受診率・過去健診未経験者の受診率、受診券パターン別の受診率、地域ごとの受診率など勧奨の効果が検証できるもの）。

・受注者は、前項の効果検証を基に、令和8年度以降に実施すべき受診勧奨の有効な施策と、令和8年度の受診券送付時の効果的な分類に基づいた訴求内容（4種程度）を含めた具体的な提案を、簡易的なプレゼンテーション形式で行う。

(4) 受診券等制作・発送業務

データ分析結果を活用し、令和8年度特定健診受診券及び同梱物一式を制作し発送を行う。作成物はユニバーサルデザインに即した印刷（印字）とすること。また、(3)に基づいた個別具体的な通知物を『4種類程度』作成する。なお、以下の⑤については、発注者と受注者と協議し発注者の意向を確認したうえで作成し、受注者が提案する資料については、変更が可能なものとする。

- ① 対象者：令和8年度内に満40歳～75歳になる国民健康保険加入者
- ② 対象人数：58,000名程度
- ③ 実施回数：1回
- ④ 発送時期：令和8年5月20日前後に対象者へ発送する。（一括発送が困難な場合、発注者と協議のうえ1週間範囲内での分割発送を可とする。）

⑤ 制作物及び通知時形態

a.受診券

（表面）宛名、受診券部分（受診券情報など可変印字）、実施項目ほか
（裏面）指定医療機関の方へのお願い、特定健診の注意事項ほか

- ・A4サイズ、上質紙（110K）
- ・4色刷り（両面）
- ・三つ折り加工
- ・59,000枚
- ・表面に受診券情報、宛名情報等の可変印刷が可能な物とする。

b.特定健診受診勧奨チラシ

※分析結果による特性に合わせた個別具体的な『4種類程度』を作成

（表面）特定健診の制度・受診案内・がん検診受診案内(裏面)大分市国保の現状

- ・A3サイズ、上質紙35K
- ・両面印刷、4色刷り
- ・合計61000枚程度を想定(4種の偏りにより多少の変動が想定される)
- ・DM折（二つ折り+巻三つ折り）加工

c.実施機関案内チラシ

（表面）施設健診、集団健診日程の案内チラシ・A3サイズ

（裏面）特定健診実施医療機関一覧

- ・両面印刷、(表面 1 色刷、裏面 4 色刷り)
- ・ 61,000 枚
- ・ DM 折 (二つ折り+巻三つ折り) 加工

d.質問票

(両面) 質問票

- ・ A4 サイズ、上質紙 35K、
- ・両面印刷 (表面 1 色刷、裏面 4 色刷り)
- ・ 5,000 枚
- ・ 別納品とする

e.一部対象者への勸奨資材

(両面) 健診前の重点対策

- ・ A4 サイズ、上質紙 35K、
- ・両面 4 色刷り
- ・ 10,000 枚
- ・ 三つ折り加工
- ・ (対象者例) 前年度の健診結果や年齢などから決定

f.窓あき封筒

- ・ 230mm×110mm 程度、片艶晒クラフト 70 g
- ・ 4 色刷り (中面 1 色刷り) 61,000 枚
- ・ 作成物 a~e が全て封入できるもので、窓枠は、受診券に印字された宛名が見える位置にあること。
- ・ 裏面に発注者の指定する啓発記事を掲載

⑥ 宛名印字

- ・ 受診券台紙上に宛名等を可変印刷にて印字する。
- ・ 宛名印字は漢字表記とし、カスタマバーコード (郵便料金の割引サービス利用) を印刷する。区内特別郵便適用者へは「区内特別郵便」を窓あき部から見えるように宛名面に印字を行う。
- ・ 大分市国民健康保険登録情報で記載し、郵便番号、宛先、宛名情報、受診券記載内容情報は、令和 8 年 4 月 20 日頃発注者が提供する。(新規加入者の受診券内容のみ後日提供する可能性あり)
- ・ 宛名印字と同時に、発注者の指定した個別性のあるメッセージを印刷すること。
- ・ 文字コード UTF-8 に対応していること。
- ・ 発注者の指示する文字表現とし、外字対応ができない場合は、手書き等で補記 (修正) を行うこと。発注者が提供したデータにてテスト印字を行い、発注者の承認を得た上で印刷を行うこと。

- ⑦ 通知物の校正
 - ・受注者は、発注者と原稿打合せ後に初稿を提出し校正の確認を行う。
 - ・各印刷物の校正期間を1週間以上設ける事とする。
 - ・修正回数は各原稿につき3回程度とする。
- ⑧ 通知印刷：受注者は、発注者の校了後、印刷を行う。
- ⑨ 封入封緘
 - ・受診券は、三つ折りにし、ひとつの封筒に1枚であることを確認し、宛名が封筒の窓部から見えているか確認すること。
 - ・特定健診制度説明チラシについては、対象者ごとに分類されたものを1部封入すること。
 - ・受診券・啓発チラシ等全ての封入を確認し、封緘する。
 - ・封緘後は、宛名・内容量の確認を目視または計器等を使用した方法にて行う。
- ⑩ 抜き作業
 - ・抜き作業は原則として、発送の5営業日前に行う。
 - ・受注者は、発注者が提供する除外対象者情報を基に、抜き取り作業等を行う
 - ・除外対象者情報は原則として個人識別番号にて提供する。
- ⑪ 受診券発送：抜き作業後、最終的に決定した通知物の発送を発注者の指定の方法（大分中央局・大分東局・大分南局の区内特別郵便を適用、その他は料金後納郵便とし、大分東局へ持ち込む）にて発送する。発注者は差出に立ち会い郵送費の支払いを行う。受注者最寄り郵便局からの直送不可）で行う。
- ⑫ 完成品の納品：受注者は、発送後速やかに発注者に対し、発送者リスト（Excelデータ）、PDFデータ及び20部の完成品、予定枚数から発送数を差し引いた数のうち発注者が指定する数量の納品を行う。

5 業務遂行のためのデータの取り扱い

(1) 発注者が提供可能なデータ

- ① 令和3年度～令和8年度の特健康診査に関するデータ
（FKAC131,FKAC163,FKAC164 または FKAC171）本事業開始時点の被保険者管理台帳（KDB）
- ② 本事業開始時点の令和3年度から令和8年度の疾病管理一覧（KDB）
- ③ 疾病管理一覧（KDB）
- ④ 保険者データヘルスシステム（大分県国保連提供システム）より出力可能なデータ
- ⑤ 医科及び、調剤のレセ電コードファイル（CSVデータ）

- ・医科 (21_RECODEINFO_MED.CSV)
 - ・DPC (22_RECODEINFO_DPC.CSV)
 - ・調剤 (24_RECODEINFO_PHA.CSV)
- ⑥ 外字ファイル (EUDC.EUF 及び EUDC.TTE、外字名簿データ)
- ⑦ 宛名情報 UTF-8 形式 (郵便番号、住所、氏名、年齢、被保険者証等記号及び番号、KDB と突合可能な個人識別番号)
- ⑧ 除外者識別用個人番号

※上記の他、必要なデータについては、別途発注者受注者協議の上、提供する。
また、発注者の提供する KDB データについては、データ上に同一人物が複数存在する可能性があるため、その場合は発注者へ確認のうえデータ提供後受注者において統合作業を行う事。

(2) データ提供の時期・更新

発注者は「4.委託の内容 (1) データ分析業務」を実施する前に、業務遂行のために必要なデータを受注者へ提供する。「4.委託の内容 (2) 未受診者対策 (受診勧奨) 業務、(3) 事業検証 (データ分析結果の報告) 業務、(4) 受診券制作・発送業務」実施前に受注者は発注者に対し、使用データの更新の有無を確認し、データ更新がある場合は必ずデータ更新を行った上で各業務を実施する事とする。

(3) データ管理

- ・発注者、受注者間におけるデータの引き渡しについては、発注者にて暗号化処理を行い、行政総合ネットワーク (LGWAN) を用いた電送方式または電磁記録媒体を用いることとする
- ・施錠可能なケースを用いる運搬、セキュリティ体制の整った配送の利用など機密事項の安全対策を講じる事。運搬に係る費用については、受注者が負担する
- ・データを取り扱う情報処理機器については、不正プログラム対策等のセキュリティ対策を適切に講じ、インターネット等の外部ネットワーク環境から隔絶する事
- ・発注者の提供したデータについては、本業務終了後直ちに返却し、処理過程で情報処理機器に複製したものについては、復元不可能な削除処理を行う事
- ・本業務の履行にあたり知り得た情報 (資料の転写・複製・転載・閲覧及び貸出を含む) を第三者に漏らしてはならない。

6 委託料の支払い

- (1) 本仕様書「4.委託の内容 (1) データ分析業務、(2) 受診率向上 (受診勧奨) 業務、(3) 事業検証 (データ分析結果の報告) 業務」完了後に【令和7年度事業分】として、その費用を支払うものとする。「(4) 受診券制作・発送業務」については、【令和8年度事業分】として委託期間終了後に支払うものとする。
- (2) 受注者は、業務完了後速やかに発注者に委託業務完了通知書を提出し、検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。
- (3) 発注者は、請求に基づき委託料を受注者に支払うものとする。

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、個人情報保護の観点から、個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、「プライバシーマーク」又は「ISMS 認証」を取得している事業者であること。

8 その他特記事項

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、納品運搬、業務に必要な消耗品、参考図書及びシステム設備等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- (2) 発注者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- (3) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について必要に応じて対面による打ち合わせを実施すること。また、国・県の通知等によるスケジュール変更等について柔軟な対応を行うこと。
- (4) 原則として業務の処理を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- (5) 本仕様書と同程度の業務実績が、人口 30 万人以上の自治体であること。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項や不確定事項については、発注者・受注者が協議して決める。
- (7) 作成物の著作権については、発注者に帰属する。